

③ マスクの着用の考え方および就学前児のマスク着用について

問 健康医療政策課 感染症対策室(地域医療センターかさま内) Tel 0296-77-9145

5月20日、厚生労働省からマスク着用の考え方と就学前児のマスク着用の取扱いが示されました。引き続き基本的な感染対策(手指衛生や換気など)を徹底していただくとともに、マスク着用については以下を参考にしてください。

マスクの着用の考え方

	身体的距離が確保できる(2メートル以上を目安)		身体的距離を確保できない	
	屋内	屋外	屋内	屋外
会話を行う	着用を推奨する (十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可)	着用の必要はない (事例1)	着用を推奨する	着用を推奨する
会話をほとんど行わない	着用の必要はない		着用を推奨する (事例3)	着用の必要はない (事例2)

屋内とは…外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など

- ・基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけに変更はありません。
- ・夏場については、熱中症防止の観点から、屋外の「着用の必要はない」場面でマスクを外すことを推奨。
- ・高齢者と会う時や病院に行くときなど、ハイリスク者と接する場合にはマスクを着用する。

事例1：ランニングなどの離れて行う運動、鬼ごっこなどの密にならない外遊び

事例2：徒歩での通勤などで、屋外で人とすれ違うような場合

事例3：通勤電車の中

小学校就学前の児童のマスク着用について

2歳未満(乳幼児) 引き続きマスク着用は推奨しません。

2歳以上 オミクロン株への対応として、保育所等でも一時的にマスク着用を推奨してきましたが、以下の通りオミクロン株対策以前の取り扱いに戻します。

「保育所等では、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めない。なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断により、可能な範囲で、マスクの着用を求めることは考えられる」

④ 市政懇談会を開催します

問 秘書課(内線 224)

市長と意見交換をする「市政懇談会」を次の通り開催します。事前の申し込みは不要ですので、ぜひお越しください。

※屋内での開催のため、マスク着用でご参加をお願いします。

日時 7月2日(土) 午後2時～

場所 市役所 岩間支所 2階 会議室(市民センターいわま：笠間市下郷 5140)